



中国地方整備局
用地部

- 所有者不明土地法に基づく地方公共団体への職員の派遣
 - 所有者不明土地対策計画の策定の支援
 - 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の支援
 - 改正法に基づく、勧告・命令・代執行の制度活用に係る支援
- 等

所有者不明土地は、相続が生じても登記がされないことなどを原因として発生し、環境悪化や経済への悪影響を生じさせています。国は、所有者不明土地等の活用等に関する施策を策定するなどして、地方公共団体等の取組みに必要な支援を行うことの一環として、「中国地区土地政策推進連携協議会」（旧：中国地区所有者不明土地等連携協議会）を設置しました。本協議会は、所有者不明土地法の円滑な施行、諸制度の周知や活用の支援、用地業務のノウハウの提供・共有、地籍調査の推進など、土地に関する課題解決や良好な地域づくりに資するテーマを広く取り扱い、地方公共団体等の支援を行います。

総会・幹事会にて活動計画を策定

具体的な内容

- 所有者不明土地法の円滑な施行のための情報共有及び制度活用 等
 - ・ 所有者不明土地法による地域福利増進事業などの土地利活用、所有者探索の円滑化、財産管理制度、土地収用法の特例、市町村による所有者不明土地対策計画の策定、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定、など
- 地方公共団体の用地業務を支援するため、ニーズに基づいた講演会・講習会の開催
- 所有者不明土地や低未利用土地の活用、空き家対策などの先進的な取組の情報提供
- 地籍調査の円滑な遂行のための情報提供
- 構成員等による相談体制の構築
- 関係省庁における一連の制度改正の周知

